

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員の自己啓発等休業に関する規程	1
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1

-----  
 公 営 企 業 局 管 理 規 程  
 -----

高知県公営企業局職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

令和8年3月6日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

**高知県公営企業局管理規程第1号**

**高知県公営企業局職員の自己啓発等休業に関する規程**

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）の規定に基づき、高知県公営企業局に勤務する職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

**第2条** 自己啓発等休業をした職員に係る職務復帰後における号給の調整については、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の取扱い)

**第3条** 自己啓発等休業をした職員に係る退職手当の取扱いについては、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(高知県職員の自己啓発等休業に関する規則の準用)

**第4条** 前2条に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項については、高知県職員の自己啓発等休業に関する規則（令和8年高知県人事委員会規則第2号）の規定の例による。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。



高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月6日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

**高知県公営企業局管理規程第2号**

**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第36条の2の次に次の1条を加える。

(修学部分休業)

**第36条の3** 職員の修学部分休業については、高知県職員の修学部分休業に関する条例（令和7年高知県条例第39号）の規定の例による。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。